

第3章

職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている（情勢適応の原則）。給与法においても、職員の給与額を研究して適当と認める改定等を国会及び内閣に同時に勧告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

第1節 給与等に関する勧告と報告

1 給与勧告制度の仕組み

(1) 給与勧告制度の意義と役割

国公法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告をすることを怠ってはならないとするともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

また、国公法第3条は職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

(2) 民間準拠を基本に勧告を行う理由

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

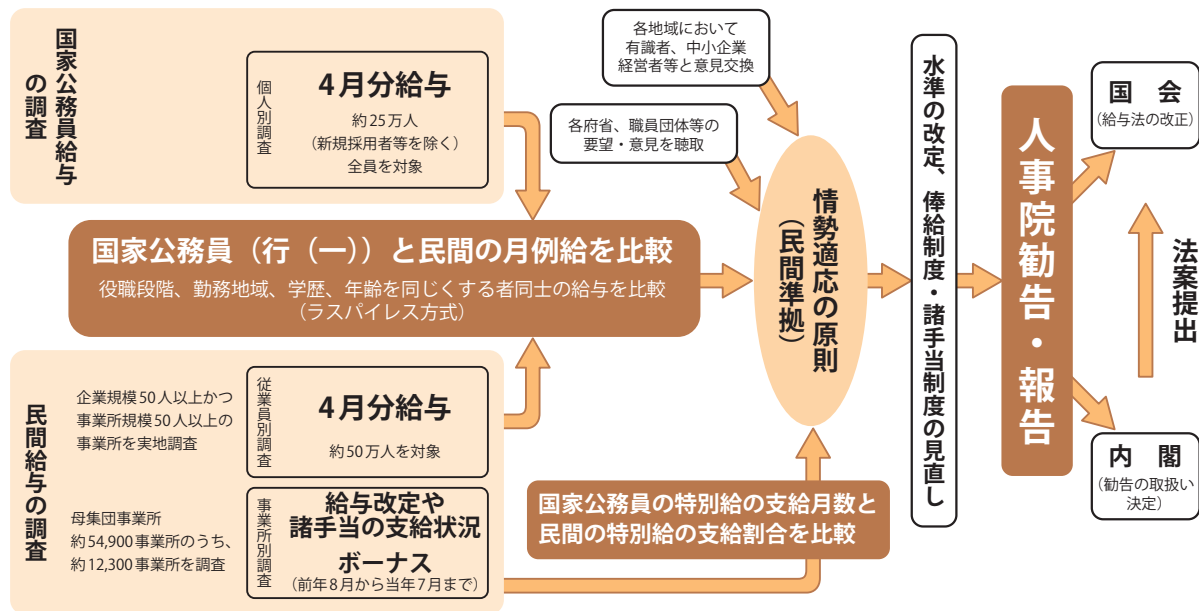
(3) 民間給与との比較

〔月例給の比較〕

毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務

と民間の4月分の給与を精確に把握し、単純な平均値の比較ではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行い、公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている（図3-1）。

図3-1 給与勧告の手順



〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの直近1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

2 平成27年の勧告と報告

平成27年8月6日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。その内容は第1部第1章に掲げるとおりである。

3 公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：1月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調査項目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：4月1日における給与等の状況を集計

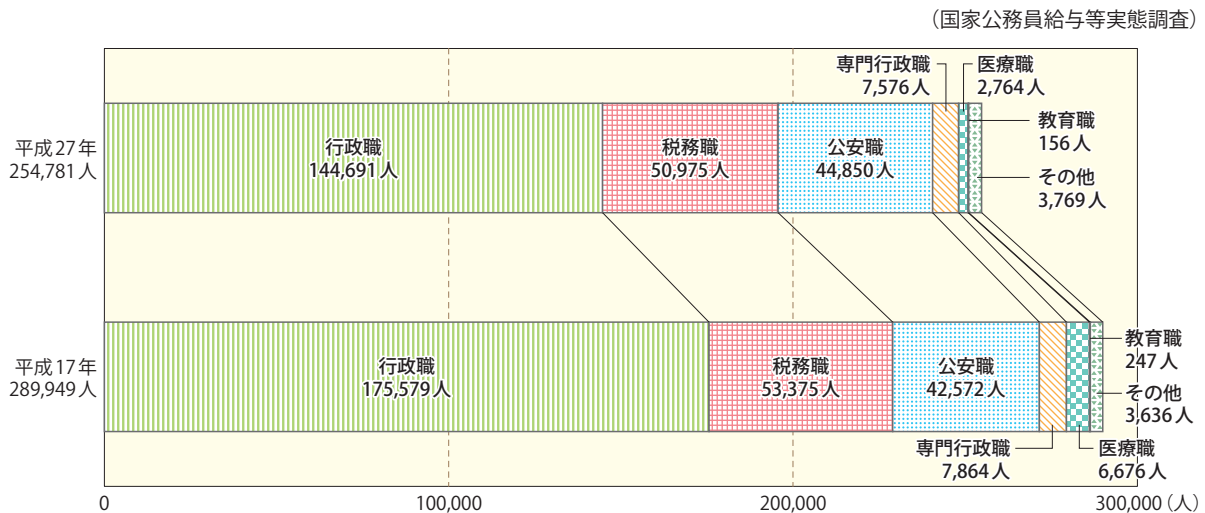
平成27年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の構成

国家公務員の人数は、引き続き定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、10年前の平成17年と比べると約4万人減少している（図3-2）。

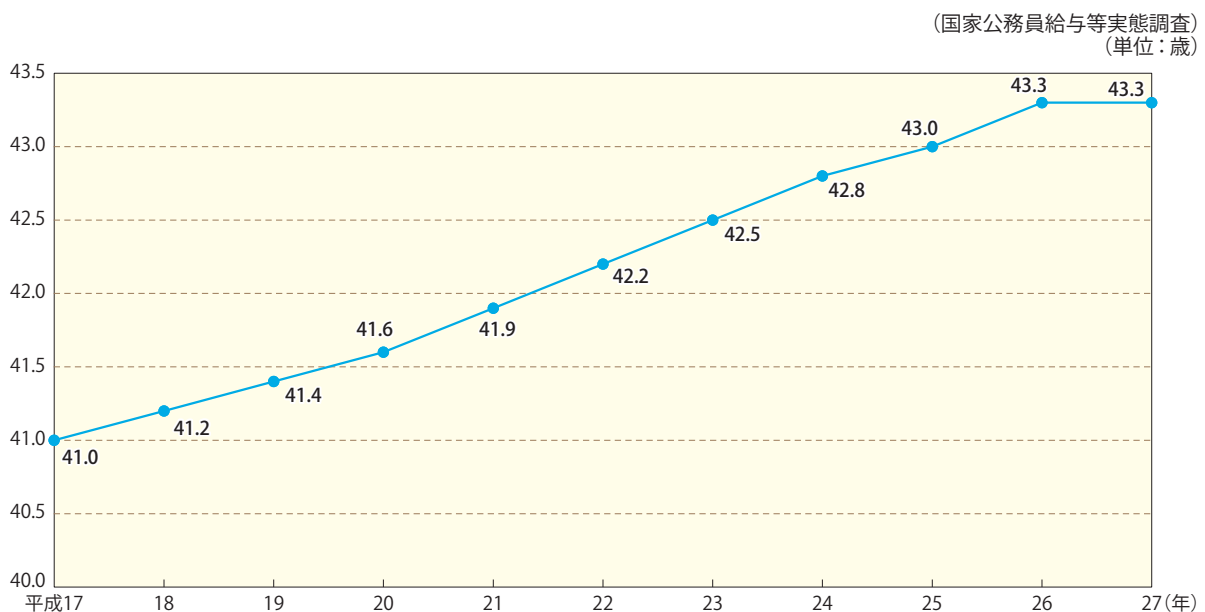
また、全職員の平均年齢は図3-3のとおりで、近年、在職期間の長期化等により上昇を続けてきたが、高齢層の職員が定年近くまで在職する状況が定着してきたことに加え、平成27年は、新規採用職員が増加したことにより横ばいとなっている（資料3-1～3-3）。

図3-2 職種別職員数



- (注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図3-3、表3-1及び表3-2において同じ。）。
- 2 行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、平成27年が141,697人（55.6%）、平成17年が169,697人（58.5%）である。

図3-3 平均年齢の推移



(2) 職員の給与

平成27年4月1日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表3-1及び表3-2のとおりである（資料3-2）。

表3-1 給与種目別平均給与月額

(平成27年国家公務員給与等実態調査)
(単位：円)

給与種目	全職員	行政職俸給表（一）適用職員
俸給	344,410	334,283
地域手当等	37,425	37,874
俸給の特別調整額	11,521	12,114
扶養手当	11,670	11,609
住居手当	4,692	5,065
その他	6,737	8,051
合計	416,455	408,996

(注) 「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2 主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

(平成27年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
	人	%	円
通勤手当	208,416	81.8	14,349
地域手当	203,076	79.7	44,805
扶養手当	142,991	56.1	20,793
住居手当	47,171	18.5	25,342
俸給の特別調整額	42,599	16.7	68,905
広域異動手当	30,662	12.0	14,236
寒冷地手当	28,590	11.2	7,111
単身赴任手当	20,679	8.1	38,445

4 民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

(1) 平成27年調査の概要

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所54,860事業所

イ 調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により916層に層化し、これらの層から無作為に抽出した12,311事業所

ウ 調査方法・内容

平成27年5月1日から同年6月18日の間において、69の都道府県、政令指定都市等人事委員会と共同により、同年4月分として支払われた給与月額等について直接事業所に赴き実地調査を実施

エ 集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配慮

(2) 平成27年調査結果の概要

ア 調査完了事業所

10,649事業所（調査完了率87.7%）（資料3－4）

イ 調査実人員

公務と類似の職務と考えられる76職種（うち、初任給関係18職種）に従事する常勤の従業員500,331人（うち、初任給関係29,478人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,953,501人

ウ 初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

資料3－5から資料3－7のとおり

第2節 給与法等の実施

1 制度改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、俸給の調整を行う官職を定める規則9－6（俸給の調整額）の一部を改正したほか、規則9－17（俸給の特別調整額）、規則9－123（本府省業務調整手当）等の一部を逐次改正した。

2 級別定数の設定・改定等

(1) 級別定数の設定・改定等

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給され、職員の職務の級は級別定数の枠内で決定することとされている。級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付の統一性、公正性を確保する役割を担っている。具体的には、各俸給表の職務の級ごとに定められた標準的な職務を基準とし、職員の担当する職務の困難度や責任の程度等を踏まえ、当該職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容も考慮して級別定数が設定される。

改正国公法等において、級別定数の設定・改定及び指定職の号俸決定方法は、組織管理の側面を持つことから、内閣総理大臣の所掌に属するものとされたが、同時に、級別定数等は職員の勤務条件の側面があることから、その設定・改定等に当たって、内閣総理大臣は、労働基本権制約の代償機関である人事院の意見を聴いて、これを十分尊重するものとされている。

級別定数等については、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、毎年、所要の見直しを行ってきている。平成27年度においても、各府省からの要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の平成27年12月22日に意見として内閣総理大臣に提出した。人事院の意見を反映した平成28年度予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた平成28年度級別定数等に係る意見を平成28年3月30日に内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣は人事院の意見どおり級

別定数の設定・改定等を行った。

意見の作成に当たって、人事院は、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責の内容・程度、職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容に応じた適切な給与上の評価を行うとともに、必要性の薄くなった定数については積極的に回収を進めるなど、各府省の実情を踏まえたものとしている。

(2) 職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則9－8等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表（一）7級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

3 独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（平成27年度201法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

第3章 補足資料

資料3-1 俸給表の適用範囲

俸給表の種類	適用を受ける職員の範囲
行政職俸給表（一）	他の俸給表の適用を受けない全ての職員（ただし、非常勤職員を除く。）
行政職俸給表（二）	機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門行政職俸給表	植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
税務職俸給表	国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（一）	警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（二）	検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（一）	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（二）	船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（一）	大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（二）	高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
研究職俸給表	試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（一）	病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（二）	病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（三）	病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるもの
福祉職俸給表	障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門スタッフ職俸給表	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
指定職俸給表	事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるもの
特定任期付職員俸給表	任期付職員法の規定により任期を定めて採用された職員のうち、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員（特定任期付職員）
任期付研究員俸給表	任期付研究員法の規定により任期を定めて採用された職員

第1編

第3部

平成27年度業務状況

資料3-2 俸給表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均給与月額

(平成27年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額	俸給	地域手当等	俸給の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
全俸給表	254,781	43.3	21.8	416,455	344,410	37,425	11,521	11,670	4,692	6,737
行政職俸給表(一)	141,697	43.5	21.9	408,996	334,283	37,874	12,114	11,609	5,065	8,051
行政職俸給表(二)	2,994	50.2	29.9	328,318	289,141	22,473		11,424	3,619	1,661
専門行政職俸給表	7,576	41.8	19.6	438,888	351,225	47,160	12,245	10,975	7,275	10,008
税務職俸給表	50,975	43.6	22.6	444,828	372,431	41,178	13,559	11,357	4,087	2,216
公安職俸給表(一)	22,152	41.2	20.0	369,393	317,165	26,333	5,640	13,463	2,463	4,329
公安職俸給表(二)	22,698	41.5	19.9	408,785	346,244	29,040	9,435	12,301	5,347	6,418
海事職俸給表(一)	193	46.0	25.1	473,204	383,174	48,948	14,948	16,549	3,620	5,965
海事職俸給表(二)	302	42.0	23.4	380,561	317,834	39,093		13,525	3,867	6,242
教育職俸給表(一)	78	46.2	22.2	477,589	429,883	20,402	3,406	16,346	5,885	1,667
教育職俸給表(二)	78	48.5	24.7	462,916	402,801	35,431	4,109	11,474	5,391	3,710
研究職俸給表	1,434	45.4	22.1	551,477	402,890	68,892	56,186	11,703	6,726	5,080
医療職俸給表(一)	542	50.8	24.0	822,932	493,236	80,183	16,019	13,009	5,700	214,785
医療職俸給表(二)	462	45.4	20.6	350,948	310,142	20,338	1,389	8,815	5,074	5,190
医療職俸給表(三)	1,760	46.7	22.1	346,447	316,503	14,750	653	7,016	4,494	3,031
福祉職俸給表	243	42.3	18.5	381,205	332,279	26,232	4,784	9,944	5,654	2,312
専門スタッフ職俸給表	192	55.1	32.0	594,019	490,073	88,060		12,555	2,250	1,081
指定職俸給表	878	56.4	32.9	1,026,041	870,625	150,441				4,975
特定任期付職員俸給表	445	43.2		621,638	532,412	88,577				649
第一号任期付研究員俸給表	23	42.5		482,553	415,913	66,640				
第二号任期付研究員俸給表	59	33.7		390,622	338,136	52,486				

- (注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者(新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員(専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。)、在外公館勤務者等は含まない。)である。
- 2 「全俸給表」の「平均経験年数」には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
- 3 「俸給」には、俸給の調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額及び差額基本手当を含む。
- 4 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
- 5 「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等である。

資料3-3 俸給表別、最終学歴別及び性別人員構成比

(平成27年国家公務員給与等実態調査)
(単位：％)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全俸給表	100.0	51.3	5.4	13.6	34.9	0.2	83.4	16.6
行政職俸給表（一）	100.0	54.7	6.2	12.4	32.8	0.0	83.2	16.8
行政職俸給表（二）	100.0	6.8	—	9.9	75.6	7.7	76.3	23.7
専門行政職俸給表	100.0	58.3	22.5	30.5	11.0	0.1	81.5	18.5
税務職俸給表	100.0	45.1	1.3	3.9	51.0	0.0	81.7	18.3
公安職俸給表（一）	100.0	52.6	1.6	8.6	38.7	0.1	91.3	8.7
公安職俸給表（二）	100.0	42.9	2.6	37.5	18.9	0.7	87.5	12.5
海事職俸給表（一）	100.0	30.6	—	32.6	29.5	7.3	97.9	2.1
海事職俸給表（二）	100.0	2.6	—	24.2	62.9	10.3	99.3	0.7
教育職俸給表（一）	100.0	91.0	56.4	9.0	—	—	92.3	7.7
教育職俸給表（二）	100.0	73.1	11.5	24.4	2.6	—	76.9	23.1
研究職俸給表	100.0	97.9	76.3	0.8	1.3	—	82.3	17.7
医療職俸給表（一）	100.0	100.0	29.7	—	—	—	77.9	22.1
医療職俸給表（二）	100.0	47.6	4.3	50.4	1.7	0.2	59.7	40.3
医療職俸給表（三）	100.0	4.5	0.4	88.1	7.3	—	16.5	83.5
福祉職俸給表	100.0	78.6	4.1	16.5	4.9	—	58.8	41.2
専門スタッフ職俸給表	100.0	89.1	22.4	2.1	8.9	—	94.3	5.7
指定職俸給表	100.0	99.0	12.2	0.2	0.8	—	96.8	3.2
特定任期付職員俸給表	100.0	96.9	40.0	1.8	1.3	—	84.3	15.7
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	91.3	—	—	—	69.6	30.4
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	96.6	—	—	—	78.0	22.0

(注) 1 「大学卒」には修士課程及び博士課程修了者を、「短大卒」には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

資料3-4 平成27年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：所)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	10,649	1,585	1,167	1,238	4,535	2,124
農業、林業、漁業	29	0	0	1	11	17
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	672	113	82	86	234	157
製造業	4,596	548	513	574	2,037	924
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	1,883	447	183	178	686	389
卸売業、小売業	982	141	143	128	425	145
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	463	179	68	41	134	41
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	2,024	157	178	230	1,008	451

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が167所、調査不能の事業所が1,495所あった。
2 調査対象事業所12,311所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所167所を除いた12,144所に占める調査完了事業所10,649所の割合（調査完了率）は、87.7%である。
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

資料3-5 民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成27年職種別民間給与実態調査)
(単位：円)

職種		学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	224,532	226,078	221,833	230,168
		大学卒	196,271	198,950	194,598	191,525
		短大卒	167,958	171,540	165,080	166,211
		高校卒	156,799	158,774	155,829	155,001
	新卒技術者	大学院修士課程修了	222,164	227,302	214,633	214,438
		大学卒	200,174	205,639	197,520	193,788
		短大卒	179,933	183,102	177,681	175,487
		高校卒	161,112	162,957	160,765	158,245
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	223,067	226,850	217,525	220,136
		大学卒	197,534	200,887	195,593	192,402
		短大卒	173,950	177,609	170,983	171,055
		高校卒	158,948	160,799	158,332	156,638
その他	新卒船員	海上技術学校卒	* 174,539	—	* 174,539	—
	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	211,894	x	212,705	* 188,562
	新卒研究員	大学卒	205,091	208,609	203,648	* 183,178
	新卒研究補助員	短大卒	181,412	* 183,391	* 169,497	x
		高校卒	159,802	* 162,126	* 164,957	* 149,870
	準新卒医師	大学卒	350,606	315,112	* 485,394	—
	準新卒薬剤師	大学卒	223,584	222,592	226,242	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	191,713	185,628	* 200,195	—
	新卒栄養士	短大卒	* 146,100	* 143,465	* 147,957	—
	準新卒看護師	養成所卒	206,577	207,622	204,837	* 214,400
	準新卒准看護師	養成所卒	179,770	181,029	183,153	x

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、国家公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

資料3-6 民間の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	調査人員 (復元後)	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額				備考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A－B)	うち 通勤手当	
支 店 長	人 750	人 3,429	歳 52.3	円 752,077	円 1,575	円 750,502	円 11,206	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	14,938	99,488	52.5	702,414	1,776	700,638	15,144	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長	6,233	36,692	50.7	622,201	4,292	617,909	16,730	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	29,477	213,355	48.4	608,561	5,588	602,973	15,818	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	11,061	77,586	45.2	520,346	36,261	484,085	15,835	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	31,018	200,200	43.8	466,622	56,408	410,214	14,537	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	25,156	149,884	40.8	389,073	50,073	339,000	14,808	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資 格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	120,779	968,442	36.2	333,687	41,365	292,322	13,113	
工 場 長	613	2,547	53.5	689,356	900	688,456	9,509	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	9,065	51,509	52.3	687,720	2,278	685,442	14,663	事務部長に同じ。
技 術 部 次 長	3,352	21,546	51.0	650,881	3,568	647,313	16,715	事務部次長に同じ。
技 術 課 長	24,144	168,491	48.8	592,442	7,224	585,218	13,114	事務課長に同じ。
技術課長代理	7,249	54,083	45.5	510,779	29,867	480,912	14,147	事務課長代理に同じ。
技 術 係 長	25,204	182,513	44.5	499,305	79,455	419,850	10,824	事務係長に同じ。
技 術 主 任	22,394	156,451	41.4	447,404	76,016	371,388	12,747	事務主任に同じ。
技 術 係 員	85,652	778,377	34.6	355,649	63,843	291,806	10,885	
電 話 交 換 手	108	588	43.4	278,335	9,826	268,509	20,202	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自 動 車 運 転 手	262	978	52.1	366,600	64,909	301,691	9,175	業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
守 衛	551	2,332	51.0	341,823	44,263	297,560	9,088	
用 務 員	328	1,844	47.5	323,273	28,236	295,037	22,843	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第1編

第3部

平成27年度業務状況

資料3-7 民間の給与改定等の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

(単位：％)

1 本年のベース改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員		30.3 (24.3)	7.1 (9.4)	0.2 (0.1)	62.4 (66.2)
課 長 級		25.2 (19.9)	8.1 (9.9)	0.3 (0.1)	66.4 (70.1)

(注) 1 ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内は、平成26年調査の結果である(以下同じ。)

2 本年の定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし			
係 員		86.2 (85.6)	84.0 (83.2)	27.0 (28.2)	5.3 (4.0)	51.7 (51.0)	2.2 (2.4)	13.8 (14.4)
課 長 級		79.6 (79.4)	77.2 (76.8)	24.7 (25.2)	4.8 (3.6)	47.7 (48.0)	2.4 (2.6)	20.4 (20.6)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。